

礼を正し・場を清め・時を守る

明るくさわやかな学校生活を送るために次のようなきまりを守りましょう。

I. 時間について

- ① 8時25分までに登校する。1時間目の授業の服装に着替え、朝チャレンジを始めましょう。
- ② 8時30分出欠確認。
- ③ 放課後、部活動や委員会活動のない生徒の完全下校時刻は、16:30。
- ④ 部活動の完全下校時刻は

3月～ 9月	18:00
10月～11月	17:30 (市新人体育大会終了後から)
12月	17:00
1月～ 2月	17:30 ※部活動終了時刻は完全下校15分前

II. 服装等について

(1) 制服について

① i 令和7年度より採用 新標準服について

冬季の服装 ……4月、11月～3月を目安とする

- 標準服(ブレザー、スラックスまたはスカート)
 - ・ベルトを着用する場合は、黒を基本とする。
 - ・スカートは適切な丈(膝程度)ではき、短く折ったり、詰めたりしてはくのは不可。
 - ・暑いと感じる場合は、ブレザーを脱いでよい。
- ネクタイ、またはリボン
- 白のワイシャツ、またはブラウス(無地のもの)
 - ・ボタンダウン、開襟シャツ、カジュアルシャツは不可。
 - ・裾はきちんとズボンに入れる。
 - ・ワイシャツの内には、体育着や華美でない白、紺、黒、グレー、ベージュの、単色のシャツで、えりがワイシャツのえりからはみ出さないものを着用する。
- ベストの着用は任意とする。ニット製の白・黒・グレー・紺・茶系統の色を基調としたものとする。ワンポイント可。

夏季の服装 ……5月から10月を目安とする

- シャツは以下のものを着用できる
 - 1) 白のワイシャツ(無地)
 - ・ワイシャツの内には、体育着や華美でない白、紺、黒、グレー、ベージュの、単色のシャツで、えりがワイシャツのえりからはみ出さないものを着用する。
 - 2) 紺・白のポロシャツ(無地)
 - ・名札を着用するためのポケットがあるものが望ましい
 - ・ボタンダウン可
 - ・シャツの裾は、スラックスやスカートにしまう必要はない
 - 3) 体育着
- ボトムスは(1)(2)の場合はスカート・スラックス、(2)(3)の場合は体育着とする。
 - ・ベルトを着用する場合は、黒を基本とする。
- ネクタイ・リボンを着用は任意とする。

① ii 令和6年度以前の標準服について

パターン A	パターン B
冬季の服装 (4月、11月～3月を目安とする) ○黒の標準服上下 ・ベルトは黒を基本とする。 ○白のワイシャツ ・第一ボタンはあけてもよい ・ボタンダウン、開襟シャツ、カジュアルシャツは不可。 ・裾はきちんとズボンに入れる。 ・ワイシャツの内には、体育着や華美でない白紺、黒、グレー、ベージュの、単色のシャツでえりがワイシャツのえりからはみ出さないものを着用する。 ○ベストの着用は新標準服のきまりに準ずる。 夏季の服装 (5月から10月を目安とする) ○新標準服のきまりに準ずる。	冬季の服装 ○紺のボレロ・ベスト スカート、またはスラックス ・スカートは適切な丈(膝程度)ではき、短く折ったり、詰めたりしてはくのは不可。 ・既存のベストではなく、新標準服のきまりに準ずるものを着用してもよい。 ○白のブラウス(ワイシャツ)にリボンを着用 ・リボン・ネクタイについては、新標準服のモデルを着けてもよい。 ・ボタンダウン、開襟シャツ、カジュアルシャツは不可。 ・裾はきちんとスカートに入れる。 ・ブラウスの内には、体育着や華美でない白、紺黒、グレー、ベージュの、単色のシャツでえりがブラウスのえりからはみ出ないものを着用する。 夏季の服装 ○新標準服のきまりに準ずる。 ・ベストの着用は任意とする。

②靴下

- 白・黒・紺・茶・グレーを基調としたもの ルーズソックスや網目等は不可。
- 黒・ベージュの無地、単色のタイツ・ストッキングは着用可。その際も靴下を着用する。

③靴

- 外履きはスポーツシューズとする。(体育の授業に適したものと考える。)ハイカット、厚底、カジュアルシューズは不可。
- 屋内では上履き(指定)を着用する。踵を踏みつぶさない。

④名札

- 左胸を基本とし、相手に名前が見えるように付ける。校章は名札に印字されているので付けなくてもよい。
- 名札は基本持ち帰らないようにするが、万が一手元にない場合は、担任の先生に申し出て、予備の名札を着用する。
- 破損・紛失等の際は、新たに購入する。(職員室に名札購入用の封筒がある。)

⑤ジャージ・体育着(指定)

- 体育の授業は体育着を着る。また教科(学習内容)によっては、体育着やジャージを着用する場合がある。
- 体育着の裾は、クォーターパンツまたはジャージの中に入れる。
- ワイシャツ・ブラウス等を忘れ、ジャージで授業を受けなければならない場合は、教科担任の先生に申し出る。
- 清掃は体育着、ジャージまたはポロシャツで行う。早く掃除が始められるよう、シャツやベストの上に、ジャージを着用していても構わない。

留意事項

- ・季節の替わり目は、気候や体調に応じて、服装を選べる。
 - ・儀式的行事では標準服を着用する。
 - ・登校、下校時についても、上記に定められた服装とする。しかし、以下は例外である。
 - ① 部活動朝練習への登校 …… 部活動で決められた服装で登下校してよい。
 - ② 午後練習後の下校 …… 部活動で決められた服装で登下校してよい。
 - ③ 雨、雪の場合の登下校 …… 制服の代わりに、また、シャツやベスト、セーターの上に、ジャージを着て登下校することができる。
- ※8:25までには、1時間目の授業に応じた服装に着替え、着席していること。

(2) 防寒着について

「冬季の服装」が示すものに加え、以下の防寒着を着用することができる。

①セーター

- 白・黒・グレー・紺・茶系統の色を基調としたものとする。ワンポイント可。カーディガンも着用可。

②マフラー・手袋・ニット帽

- 派手でなく制服に合った色・デザインのものとする。

③コート等(ダウンジャケットやウィンドブレーカーも可)

- 着用する場合は、色は白・黒・グレー・紺・茶系統のもので、派手でなく制服に合ったデザインのものとする。

④部活動で購入した(着用を認められた)Tシャツ、ウィンドブレーカー

- 部活動に向かう際、または部活動時に着用できる。
- ウィンドブレーカーは、登下校時に防寒具として着用も可。

⑤ひざ掛け

(3) 頭髪等について

- 以下の行為は禁止する

- ・着色・脱色
- ・整髪料・ヘアアイロンやパーマなどで髪を逆立てたり、つやや香りをつけたりボリュームを出すなどの行為
- ・剃り込み等で文字や模様などを刈り込む

- 髪が肩にかかる場合等(シャツの襟が完全に隠れている場合)は、安全・衛生面、マナー面を考慮して、ヘアゴム・ヘアピンで髪をまとめる。

- ヘアゴム・ヘアピンは黒・紺・茶系統の派手でないものを使う。

※決まりの範疇であっても、目に余るような奇抜な髪型については、先生から声をかけさせていただきます。

※くし、手鏡等は身だしなみを整えるためにもってきてもよいが、周囲の迷惑にならないようにする。

Ⅲ. 持ち物について

- ①登校・下校時のカバンは、教科書等がしっかり入る大きさの学生カバン、またはスポーツバッグ、スリーウェイバック等とする。また、アクセサリ等は他と見分けるため、最小限とする。
- ②学校に必要なものは持ってこない。携帯電話やスマートフォン・雑誌・マンガ・菓子・ゲームなど、学用品以外のものの持ち込み不可。
- ③日焼け止めやリップクリーム、また制汗シートを持ってきてもよいが、無着色・無香料のものとする。
- ④カッター、ナイフの持ち込み不可。はさみはしまっておく。
- ⑤貴重品は持ってこない。現金を持参した際は、朝のうちに担任・顧問に預ける。
- ⑥飲み物を持ってくる場合は水筒を持参する。中身は水かお茶、スポーツドリンクとし、缶、ビン、紙パック等は禁止。ペットボトルは持参可だが、必ずゴミは持ち帰る。給食の時間には特別な事情がある場合を除き、水筒は使用しない。
- ⑦座布団や小学校で使用したような防災頭巾を持参してもよい。集会時には体育館や武道場に持ってきて使用してもよい。椅子から大きくはみ出ない大きさとする。

Ⅳ. 毎日の生活について

- ①一度登校した後は、校外へは出ない。
- ②他のクラスに無断で入らない。また他学年のフロアにも行かないようにする。特別な用があって入室する際は先生の許可を得る。
- ③ベランダに出ない。
- ④自転車通学は禁止。
ただし、部活動等で特別に使用する場合は、事前に許可を得るとともに、顧問からの注意や指示をしっかりと守る。

Ⅴ. 弁当について

- ①給食のないときは、必要に応じて弁当を持参する。
- ②弁当は登校時に買ってもよい。
(登校した後、買うために外出することは不可。)
- ③弁当は自分のクラスの教室内で食べる。
(他教室等で食べる際は、顧問と担任の許可を得る。)
- ④休日・再登校の際は顧問の指示に従う。

Ⅵ. その他

- ①欠席、遅刻の時は、保護者が専用の「スクリレ」に、8:15までに連絡する。また、やむを得ない場合は、8:30~8:45の間に電話で連絡する。
- ②土日、休日は原則として学校内に入らない。
放課後、または休日等に学校へ部活動や用事がある場合は、制服で来るか部活動のきまりに従い、普段の学校生活のルールを守る。